

設計業務の書面契約義務化や一括再委託(丸投げ)の禁止などを柱にした改正建築士法が、20日の参院本会議で可決・成立したのを受けて、建築関係の各団体がコメントを発表した。

―1面参照

日本建築士会連合会(士会連合会)の三井所

清典会長は「今回の法改正は建築士や建築士事務所、そして社会にとって大きな意義がある。改正を機に3会(士会連合会、

日本建築士事務所協会連合会(日事連)、日本建築つくりを進める基盤となる。改正を新たな出発点として、国民が真の豊かを取り組んでいきたい」と述べた。

## 社会に大きな意義

改正建築士法

建築関係団体  
コメント 歩調合わせて対応

で協力して世の中の問題を解決に取り組んでいきた」とコメントした。日事連の三栖邦博会長は「3会の提案が法律として、設計・工事監理の業務のさらなる適正化、

建築主などへの情報開示の充実が図られ、建築紛争の減少にもつながる」と期待感を表明。さらに「『書面による契約締結の義務化』も日建連の設計施工契約約款の普及促進という基本方針と整合し、設計施工のビジネスモデルの一步前進となるものとして賛成し、前向きにとらえている」とした。新制度への対応では、建築設計3団体と歩調を合わせる考えも示した。

26.6.23

建設工業新聞

# 改正 士法

設計業務の書面契約義務化や一括再委託（丸投げ）の禁止などを柱にした改正建築士法が、20日の参院本会議で可決・成立した。現行制度は「責任の所在が不明確で紛争が生じやすい」などとして改善を求めた建築設計界の要望を踏まえて自民党建築設計議員連盟（額賀福志郎会長）を中心に改正案を練り、議員立法として提出。野党の理解も得て全会一致での可決となった。設計の「業」をめぐる課題が改善に向けて動き出す。

（編集部・建築士法改正取材班）



## 「業」適正化へ3会団結

### 書面契約義務付け責任明確化

を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正をほかり、もって建築物の質の向上に寄与させること。1950（昭和25）年に制定された建築士法は、立法の目的をそつたっている。

「これまでも時代の要請に応じて改正が行われてきたが、今回の改正の発端となったのは、日本建築士事務所協会連合会（日事連）、日本建築士会連合会（士会連合会）、日本建築家協会（JIA）の建築設計3団体が昨年11月にまとめた「建築物の設計・工事監理の業の適正化および建築主等への情報開示の充実に関する共同提案」だ。

その内容に理解を示した自民党議連に勉強会（座長・山本有二衆院議員）が設けられ、関係団体へのヒアリングを重ねながら改正案のイメージが固められた。

#### 改正建築士法の骨子

書面による契約等による設計等の業務の適正化 ▷書面契約締結の義務化▷一括再委託の禁止▷報酬基準に準拠した契約締結の努力義務化▷損害賠償保険の契約締結の努力義務化
管理建築士の責務の明確化による設計等の業の適正化 ▷管理建築士の責務の明確化▷管理建築士の意見の尊重義務化
免許証の提示等による情報開示の充実 ▷免許証提示の義務化▷記載事項変更時の書き換え規定
建築設備に係る業務の適正化 「建築設備士」の名称規定。建築設備士の意見を聴く努力義務化
その他改正事項 ▷暴力団排除▷国交相・都道府県知事による調査権▷所属建築士変更時の届け出義務化

成り立ちも性格も異なる3団体が、政治や、同法を所管する国土交通省を巻き込んで法改正へと突き動かした今回の一連の動きを、国交省の井上俊之住宅局長は「3会の会長が手を握っ

て提案を出したのは前代未聞。それ故に「これまで来た」と評価する。

改正法の柱は、書面契約の義務付けや管理建築士の責務明確化による業務の適正化、免許証の提示などによる情報開示の充実、建築設備に関する業務の適正化などだ。特に延べ床面積300平方メートル以上の建築物の設計業務に書面契約を義務付け、丸投げ禁止も規定した背景には、「契約責任の不明確に起因する建築紛争の訴訟は依然多く、その処理は長期化している」（最高裁の調査報告書）ことがある。

この問題について3会は共同提案で「消費者保護の観点から適切な対応を行うためにも、契約のあり方を含めた制度の改善が望まれる」と直訴。当事者間の合意内容を証明する書面による契約を制度化すると同時に、これまで共同住宅だけで禁止されていた丸投げ行為も「業務品質を下げる」として対象範囲を拡大するよう求めた。

議連の勉強会がヒアリングした住宅メーカーやゼネコンの団体からは、従来のビジネスモデルに影響を及ぼし、業務に支障を来しかねないと不安視する声もあったが、規模要件などを設けることで決着がついた。

改正法は公布から1年以内に施行される。国交省は関連政省令の改正作業に入る。書面契約を徹底するためには「業界が自ら契約書のひな型を作成し、PRすることが必要だ」と（住宅局担当者）としている。

＝2面に各団体の談話

# 改正 士法

建築やまちづくりに関わるすべての国民の法律へと再生される新たな出発点だ。

自民党建築設計議員連盟が建築士法改正に向けて設置した勉強会に積極的に参加し、その必要性を訴えてきた日本建築士事務所協会連合会（日事連）の三栖邦博前会長。20日の改正法成立に寄せたコメントの中で三栖氏は、設計・工事監理業を営む建築士事務所が法改正を通じて果たすべき責務を再認識し、国民の信頼と負託に応えていくとの決意を示した。

◆……………◆  
建築物の設計・工事監理業務の適正化と建築主などへの情報

## トラブル防ぎ消費者保護

### 専門家の法律から国民の法律へ

開示を充実させた点が今回の法改正の眼目。その発端となった日本建築士会連合会（士会連合会）、日事連、日本建築家協会（JIA）の3会共同提案では、「安全・安心で良質な建築物の整備に設計・監理業務は重要な役割を果たしている」とした上で、業務を適正に遂行するのに必要な事項を新たに規定する必要性を訴えていた。

そうした3会の共同提案を踏まえ、業務の書面契約を義務化し、一括再委託を禁止したことは、それらが良質な建築物の整備に向けた大前提となることを法律上規定したことを意味する。加えて、国土交通相が定める報酬基準に準拠した契約締結にも努力義務を課した。

05年に発覚して社会を大きく揺るがした耐震偽装事件を契機



に、「不公正な対価が、不公正な設計や施工を招く」という認識が広まった。これを踏まえ、改正法は第22条の中で適正な委託金による契約締結の努力義務を規定した。この規定について、設計界では「適正価格での業務発注を後押しすることにも

なりそうだが」（関係者）と期待する声がある。

改正法ではこのほかに、「管理技術者」の責務を明確化。建築主の要請があれば建築士免許を提示することを義務付ける規定も新たに設けた。さらに、法律上で初めて「建築設備士」の名称を規定し、その役割も明確化した。

改正法で新たに規定された項目は、いずれも建築設計をめぐるとまのまな課題に対応したものだ。需要が拡大する建築リフォームでは、建築士へのなりすましによるトラブルが多発している。こうした問題を未然に防止できるようになり、消費者の保

護につながれる。

建築士に対する国交相や都道府県知事による調査権の創設も改正法のポイントの一つだ。個別の事案を踏まえて建築士の処分を行えるようにするのが目的で、国交省は今後、調査手法や担当などを明確化できるような必要を検討を進めていくという。

◆……………◆  
3会が昨年行った共同提案を出発点にして実現した今回の法改正。JIAの片原太郎会長は「これをきっかけに被災地や地域の問題を一緒に解決していきたい」、士会連合会の三井所清典会長も「今後も3会で協力して世の中の問題解決に取り組んでいきたい」とそろって今後の連携強化に意欲を見せている。

3会共通の思いが、建築士法を「専門家中心の法律」から「国民の法律」へと再生させる道にもなる。

（編集部・建築士法改正取材班）